

平成22年2月4日
総務課

国家公安委員会が所管する事業分野における個人情報保護に関する指針 (平成22年国家公安委員会告示第5号)の制定及び意見募集の実施結果について

1 趣旨

平成19年6月に国民生活審議会が発表した「個人情報保護に関する取りまとめ(意見)」において、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第8条に基づき各省庁が策定している個人情報の保護に関するガイドラインについて「複数のガイドラインが適用される事業者があることにも留意しつつ、政府において、ガイドラインの共通化について必要な検討を行っていくべき」とされたことを踏まえ、その共通化を図るため、「国家公安委員会が所管する事業を行う者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する指針(平成16年国家公安委員会告示第31号)」の全部を改正し、別添1のとおり「国家公安委員会が所管する事業分野における個人情報保護に関する指針」を制定するもの。

2 主な改正概要

(1) 題名

「国家公安委員会が所管する事業分野における個人情報保護に関する指針」とする。

(2) 事例の記載

事業者が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する理解を深めやすくするよう、用語の定義、個人情報の利用目的に関する義務等についての事例を記載する。

(3) 法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応

法違反又は法違反のおそれが発覚した場合には、事実関係及び原因の究明、影響範囲の特定、主務大臣・認定個人情報保護団体への報告等の対応をすることが望ましいこととする。

(4) 勧告、命令等についての考え方

国家公安委員会による法第34条第1項に規定する勧告、同条第2項に規定する命令及び同条第3項に規定する命令についての考え方を記載する。

(5) 指針の見直し

社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

3 公布日等

公布 平成22年2月5日(金)

施行 平成22年4月1日(木)

4 意見募集の実施結果

行政手続法(平成5年法律第88号)第39条の規定に基づき、平成21年11月20日(金)から12月21日(月)までの32日間、告示改正案を公示し、広く一般の意見を求めたが、意見の提出はなされなかった。なお、意見募集の実施結果については、別添2のとおり行政手続法第43条に基づいて公布日に結果公示を行う。